

③ 補装具

障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす、電動車いす、義眼、補聴器、重度障害者用意思伝達装置などのことをいい、新規での申請には医師の診断書が必要です。

対象者

補装具を必要とする身体障がい者・障がい児、難病患者等

※難病患者等については、政令に定める疾病に限ります。



自己負担額について

自己負担額は原則 1 割とされており、申請者の所得等により負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	町民税非課税世帯	0 円
一般	町民税課税世帯	37,200 円

▼ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
18 歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

耐用年数について

同じ補装具を再度申請する場合、原則として耐用年数を過ぎてからとなります。ただし、耐用年数を過ぎたからといって、必ず再交付が認められるわけではありません。使用状況、使用頻度などにより判断されます。

介護保険対象者については、介護保険による福祉用具(車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖)が優先されます(レンタル含む)。

ただし、身体状況に応じて、オーダーメイドなどにより個別に製作する必要があると判断されれば申請できます。



補装具の申請

< 申請に必要なもの >

- 身体障害者手帳・所持されている場合（難病による場合は相談ください）
- 意見書・処方箋・指定医療機関に記入してもらいましょう。
様式は竹富町役場の窓口にあります。
- 見積書・医師の処方箋をもとに、業者と相談してください。
- 所得課税証明書・1月1日に竹富町に住所が無い方のみ必要。
- マイナンバー・申請書に記入する箇所があります。
- 印かん ※認印でも可

◆ 修理の申請について

補装具は修理の申請が可能です。申請に医師の意見書・処方箋は必要ありません。

◆ 自己負担額について

例) 高度難聴用耳かけ型（基準額 46,400 円の場合）

- 業者の見積額が 46,400 円を上回る 56,400 円だった場合、基準額を超える額は補助されません（10,000 円は補助対象外）。
- 自己負担額は 4,640 円（基準額 1 割）と 10,000 円（補助対象外）を合算した **14,640 円** となります。

申請の流れ

※申請から決定まで、約 2～3 か月ほどかかります。

こども未来課に申請

沖縄県身体障害者相談所による判定

給付決定

支給が決定した場合、決定通知と給付券が発行されます

こども未来課より、決定通知と給付券が届いたら
業者に連絡して補装具を受け取ってください。

◆補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

しゅもく 種 目	めいしょう 名 称		きじゆんがく 基準額(R8)	たいようねんすう 耐用年数	
ぎし 義肢			ちゅう 注 1・2	1～5 年	
そうぐ 装具			ちゅう 注 1・2	1～3 年	
ざいほじそうち 座位保持装置			ちゅう 注 1	3 年	
しかくしょうがいしやあんぜん 視覚障害者安全つえ	ふつうよう 普通用	繊維複合材量	4,200円 ^{えん}	2 年	
		もくざい 木材	2,700円 ^{えん}		
		けいきんぞく 軽金属	2,800円 ^{えん}	5 年	
	けいたいよう 携帯用	繊維複合材料	5,200円 ^{えん}	2 年	
		もくざい 木材	3,400円 ^{えん}		
		けいきんぞく 軽金属	3,300円 ^{えん}	4 年	
	しんたいしじへいよう 身体支持併用		4,600円 ^{えん}	4 年	
ぎがん 義眼	レディメイド		17,900円 ^{えん}	2 年	
	オーダーメイド		86,900円 ^{えん}		
めがね 眼鏡	きょうせいよう 矯正用	6 D未満 ^{みまん}	16,900円 ^{えん}	4 年	
		6 D以上 1 0 D未満 ^{いじょう みまん}	20,200円 ^{えん}		
		1 0 D以上 2 0 D未満 ^{いじょう みまん}	24,000円 ^{えん}		
		2 0 D以上 ^{いじょう}	24,000円 ^{えん}		
	しゃこうよう 遮光用	まえかけしき 前掛式	22,400円 ^{えん}		
	コンタクトレンズ		13,000円 ^{えん}		
	じゃくしょう 弱視用	かけめがね式 ^{か しき}	38,200円 ^{えん}		
		しょうてんちようせいしき 焦点調整式	18,600円 ^{えん}		

◆補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種 目	名 称	基準額(R7)	耐用年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	44,000円	5 年
	高度難聴用耳掛け型	46,000円	
	重度難聴用ポケット型	59,000円	
	重度難聴用耳掛け型	71,200円	
	耳あな型（レディメイド）	92,000円	
	耳あな型（オーダーメイド）	144,900円	
	骨導式ポケット型	74,000円	
	骨導式眼鏡型	126,900円	
● 車いす	普通型	100,000円	6 年
	リクライニング式普通型	120,000円	
	ティルト式普通型	148,000円	
	リクライニング・ティルト式普通型	173,000円	
	手動リフト式普通型	232,000円	
	前方大車輪型	100,000円	
	リクライニング式前方大車輪型	173,000円	
	片手駆動型	117,000円	
	リクライニング式片手駆動型	133,600円	
	レバー駆動型	160,500円	
	手押し型 A	82,700円	
	手押し型 B	81,000円	
	リクライニング式手押し型	114,000円	
	ティルト式手押し型	128,000円	
	リクライニング・ティルト式手押し型	153,000円	

◆補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種 目	名 称			基準額(R7)	耐用年数
● 電 動 車 い す	ふつうがた 普通型 (4.0km/ h)			314,000円	6 年
	ふつうがた 普通型 (6.0km/ h)			329,000円	
	かんいがた 簡易型	きりかえしき 切替式		157,500円	
		ふつうがた アシスト普通型		212,500円	
	しきふつうがた リクライニング式普通型			343,500円	
	でんどう 電動リクライニング式普通型			440,000円	
	でんどう 電動リフト式普通型			701,400円	
	でんどう 電動ティルト式普通型			580,000円	
	でんどう 電動リクライニング・ティルト式普通型			982,000円	
ざいほしじす 座位保持椅子 (児のみ)				26,100円	3 年
きりつほしぐ 起立保持具 (児のみ)				31,700円	3 年
● 歩 行 器	ろくりんがた 六輪型			70,000円	5 年
	よんりんがた 四輪型 (腰かけつき)			43,900円	
	よんりんがた 四輪型 (腰かけなし)			43,900円	
	さんりんがた 三輪型			37,700円	
	にりんがた 二輪型			29,900円	
	こていがた 固定型			24,400円	
	こうごがた 交互型			33,300円	
とうぶほしぐ 頭部保持具 (児のみ)				7,550円	3 年
はいべんほしぐ 排便保持具 (児のみ)				10,000円	2 年
● 歩 行 補 助 つ え	まつば 松葉づえ	もくざい 木材	ふつう A 普通	3,800円	2 年
			しんしゆく B 伸縮	3,800円	
		けいきんぞく 軽金属	ふつう A 普通	4,600円	4 年
			しんしゆく B 伸縮	5,150円	

◆補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種 目	名 称	基準額(R7)	耐用年数
● 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ	10,000円	4 年
	ロフストランド・クラッチ	10,000円	
	多脚つえ	7,600円	
	プラットホーム杖	24,000円	
意思伝達装置 重度障害者用	かんい 簡易なもの	152,700円	5 年
	かんい かんきようせいぎよきのう 簡易な環境制御機能が ふ か 附加されたもの	203,900円	
	こうど かんきようせいぎよきのう 高度な環境制御機能が ふ か 附加されたもの	480,600円	
	つうしんきのう ふ か 通信機能が附加された もの	480,600円	
	せいたいげんしやうほうしき 生体現象方式	450,000円	

(注 1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については厚生労働省より告示される
「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に基づき
算定されます。

(注 2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて
4か月～1年6か月の使用年数となっています。

※ 基準額に記載されている金額については、最新の基準と差異がある可能性があります。

※ 本人又は配偶者のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の
場合は、補装具費の支給対象外となります。

※ 令和6年4月から、障害児の補装具費支給制度の所得制限が撤廃され、
すべての障害児について補装具費の支給対象となります。

※ 申請前及び給付決定前に補装具を制作、購入及び修理した場合は、補装具費
給付の対象外となり、全額自己負担となります。

※ 補装具は、申請者の状況によって様々な要件があります。
まずは、子ども未来課の障害福祉担当にご相談ください。